

別紙1（個人用）

## 誓約書

私は、警備業法第3条第1号から第8号まで及び第11号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1条各号に掲げる行為をした者
- 4 集团的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（警備業者の相続人であって、その法定代理人が警備業法第3条第1号から第7号及び第10号のいずれにも該当しない場合を除く。）
- 9 警備業法第3条第4号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

兵庫県公安委員会殿

年 月 日

住所

氏名

## 警備業用暴力団排除説明資料（個人申請者用）

警備業法では、

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 過去10年以内に警備業の要件に関する規則第2条に定める暴力的不法行為等を行ったことがあり、強いぐ犯性が認められる者

（以下「暴力団員等」という。）は、警備業者になることはできないとされています。

具体的には、次の事項に該当してはいけません。

- 1 暴力団員等である（警備業法第3条第4号）。
  - 2 暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者である（警備業法第3条第5号）。
  - 3 暴力団又は暴力団員等から自己又は他人の名義で多額の出資や融資を受けている（警備業法第3条第11号）。
  - 4 暴力団又は暴力団員等と多額の取引関係により事業活動に支配的な影響を受けている（警備業法第3条第11号）。
  - 5 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員等と友人や愛人関係等の密接な関係を有する者がいる（警備業法第3条第11号）。
  - 6 暴力団又は暴力団員等に対して、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益の供与を行っていることにより、事業活動に支配的な影響力を受けている。（警備業法第3条第11号）
  - 7 暴力団又は暴力団員と売買、請負、委任その他の多額の有償契約を結んでいるという事実から、事業活動に支配的な影響力を受けている（警備業法第3条第11号）。
- これら1～7の事項を秘して、虚偽の誓約書を作成し申請書等に添付して公安委員会に提出した場合は、警備業法上罰則の適用があり、検挙されることがあります。
  - 認定を受けた後でも、1～7の事項に該当した場合は、認定が取り消されます。
  - 暴力団員や暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者は、警備員にもなれません（警備業法第14条）。